

法務省におけるソーシャル・インパクト・ボンドを活用した非行少年への学習支援事業の
効果検証に関する連携協定書

法務省（以下「甲」という。）及び株式会社日本総合研究所（以下「乙」という。）は、法務省におけるソーシャル・インパクト・ボンドを活用した非行少年への学習支援事業（以下「法務省 SIB 事業」という。）の効果検証に関して、以下のとおり協定を締結する。

記

1 本協定の目的

本協定は、法務省 SIB 事業について、適切に効果検証を実施することを通じて、再犯防止分野におけるソーシャル・インパクト・ボンドを活用した取組に関する知見を蓄積するとともに、同取組の今後の在り方等について検討を行い、もって再犯防止施策の一層の推進を図るため、甲及び乙が連携することを目的とする。

2 連携の内容

甲及び乙は、上記 1 の目的を達成するため、以下に掲げる事項について連携する。

- (1) 法務省 SIB 事業の受託者、資金提供者及び法務省職員等（以下「法務省 SIB 事業関係者」という。）に対するヒアリング調査及び当該調査結果の分析に基づく検証
- (2) 法務省 SIB 事業の効果検証に関連して甲と乙が協議して必要と認める事項

3 守秘義務等について

- (1) 甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく連携において知り得た情報については、業務上必要な範囲においてのみ使用し、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (2) 乙は、本協定に基づく連携において知り得た情報を利用し、学会における研究発表等を行おうとする際は、上記 3（1）に基づき甲の事前の承諾を得るとともに、研究発表等の内容について、あらかじめ甲の確認を得るものとする。この場合において、法務省 SIB 事業関係者の人権保護その他の見地から不相当と認められる事項について、甲から修正の要請があったとき、乙は是正に努めなければならない。
- (3) 甲及び乙は、法務省 SIB 事業関係者の情報を相手方に提供する場合は、各々の責任において、事前に当該関係者から承諾を得るなどの必要な手続を行うものとする。
- (4) 乙は、本協定に基づく連携に関し、甲又は法務省 SIB 事業関係者から情報の提供を受けるに当たっては、あらかじめ、その管理責任者を定め、アクセスできる職員を限定するほか、持ち出し、廃棄等に係る手続を厳格に定めるなどして適切に管理し、情報の流出、漏えい防止に万全を期す。

4 成果物

- (1) 甲及び乙は、上記 2（1）のヒアリング調査及び当該調査結果の分析に基づき、効果

検証調査報告書（以下「成果物」という。）を作成することとする。

（２）成果物の作成に当たり、甲乙間で分析等に係る評価が異なった場合は、甲乙協議の上、評価を定めるものとする。

（３）乙は、営利目的で成果物を利用してはならない。また、調査・研究以外の目的で成果物を利用する場合は、あらかじめ甲の確認を得るものとする。

５ 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、協定締結の日から令和７年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日までに成果物の作成に至らなかった場合は、双方が合意した日まで更新できるものとする。

なお、上記３及び４に記載の事項については、有効期間満了後も効力を有するものとする。

６ 本協定の変更

甲又は乙のいずれかから、本協定の内容について変更の申出があったときは、その都度、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

７ 疑義等の決定

本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自その１通を保有する。

令和６年９月２４日

東京都千代田区霞が関１丁目１番１号
法務省

甲 法務省大臣官房秘書課
企画再犯防止推進室長

永井 孝治

東京都品川区東五反田２丁目１８番１号
乙 株式会社日本総合研究所
リサーチ・コンサルティング部門
執行役員本部長

荒井 裕之